

関係法令（抜粋）

○ 質屋営業法（昭和25年法律第158号）

（許可の基準）

第三条 公安委員会は、前条第一項の規定による許可を受けようとする者が、次の各号のいずれかに該当する場合においては、許可をしてはならない。

一及び二 （略）

三 住居の定まらない者

四 心身の故障により質屋の業務を適正に行うことができない者として内閣府令で定めるもの

五 （略）

六 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

七 第二十五条第一項の規定により許可を取り消され、取消しの日から三年を経過していない者

八 （略）

九 次のいずれかに該当する管理者を置く者

イ 第一号から第三号まで又は第五号から第七号までのいずれかに該当する者

ロ 心身の故障により管理者の業務を適正に行うことができない者として内閣府令で定めるもの

十及び十一 （略）

（営業の制限）

第十一条 質屋は、その営業所又は質置主の住所若しくは居所以外の場所において物品を質に取つてはならない。

（確認及び申告）

第十二条 質屋は、物品を質に取ろうとするときは、内閣府令で定める方法により、質置主の住所、氏名、職業及び年齢を確認しなければならない。不正品の疑いがある場合においては、直ちに警察官にその旨を申告しなければならない。

（帳簿）

第十三条 質屋は、内閣府令で定める様式により、帳簿を備え、質契約並びに質物返還及び流質物処分をしたときは、その都度、その帳簿に次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 質契約の年月日

二 質物の品目及び数量

三 質物の特徴

四 質置主の住所、氏名、職業、年齢及び特徴

五 前条の規定により行つた確認の方法

六 質物返還又は流質物処分の年月日

七 流質物の品目及び数量

八 流質物処分の相手方の住所及び氏名

第十四条 質屋は、前条の帳簿を、最終の記載をした日から三年間、保存しなければな

らない。

- 2 質屋は、前条の帳簿を毀損し、亡失し、又は盗み取られたときは、直ちに営業所の所在地の所轄警察署長に届け出なければならない。

(質受証)

第十五条 質屋は、質契約をしたときは、質札又は通帳を質置主に交付しなければならない。

- 2 (略)

(掲示)

第十六条 質屋は、次の事項を営業所内の見やすい場所に掲示しなければならない。

一 利率

二 利息計算の方法

三 流質期限

四 前三号に掲げるもののほか、質契約の内容となるべき事項

五 営業時間

- 2 前項第三号の流質期限は、質契約成立の日から三月末満（質置主が物品を取り扱う営業者であり、かつ、その質に入れようとする物品がその取り扱っている物品である場合においては、一月末満）の期間で定めてはならない。

- 3 質屋は、第一項第一号から第四号までに掲げる事項に係る掲示の内容と異なり、かつ、質置主の不利益となるような質契約をしてはならない。

- 4 (略)

(質物の返還)

第十七条 (略)

- 2 質屋は、内閣府令で定める方法により相手方が質物の受取について正当な権限を有する者（以下この条において「受取権者」という。）であることを確認した場合でなければ、質物を返還してはならない。

- 3 (略)

(質物が滅失した場合等の措置)

第十九条 災害その他の事由により、質物が滅失し、若しくは毀損し、又は盜難にかかった場合においては、質屋は、遅滞なく、当該質物の質置主にその旨を通知しなければならない。

- 2 (略)

- 3 質屋は、その責めに帰すべき事由により、質物が滅失し、若しくは毀損し、又は盜難にかかった場合における質置主の損害賠償請求権をあらかじめ放棄させる契約をすることはできない。

(品触れ)

第二十条 (略)

- 2 質屋は、前項の品触れを受けたときは、その品触書に到達の日付を記載し、その日から六月間これを保存しなければならない。ただし、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第二百五十一号）第七条第一項の規定により同法第六条第一項に規定する電子情報処理組織を使用して行われた品触れについては、到

達の日付を記載することを要しない。

3 質屋は、品触れを受けた日にその物を質物若しくは流質物として所持していたとき、又は前項の期間内に品触れに相当する質物を受け取ったときは、その旨を直ちに警察官に届け出なければならない。

4 (略)

○ 産業標準化法（昭和24年法律第185号）

第七十八条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

- 一 第三十四条の規定に違反して、表示を付したとき。
- 二 第三十六条の規定による命令に違反して、表示の除去若しくは抹消又は販売若しくは提供の停止を行わなかつたとき。
- 三 第三十八条の規定に違反して、輸入に係るものを販売したとき。
- 四 第五十二条第一項の規定による命令に違反して、認証の業務の全部又は一部の停止を行わなかつたとき。

○ 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）

第三十一条の二 (略)

2 営利の目的で前項の違反行為をした者は、無期若しくは五年以上の有期懲役又は無期若しくは五年以上の有期懲役及び三千万円以下の罰金に処する。

3 (略)

第三十一条の三 (略)

2 (略)

3 次の各号に掲げる規定の違反行為が、団体の活動として、当該違反行為を実行するための組織により行われたときは、当該違反行為をした者は、当該各号に定める刑に処する。

一 第一項前段 一年以上十五年以下の懲役又は一年以上十五年以下の懲役及び五百万元以下の罰金

二 第一項後段 一年以上の有期懲役又は一年以上の有期懲役及び七百万円以下の罰金

三 前項 五年以上の有期懲役又は五年以上の有期懲役及び三千万円以下の罰金

4 (略)

○ 著作権法（昭和45年法律第48号）

(侵害とみなす行為)

第一百十三条 (略)

2 及び3 (略)

4 前二項に規定するウェブサイト等とは、送信元識別符号のうちインターネットにおいて個々の電子計算機を識別するために用いられる部分が共通するウェブページ（インターネットを利用した情報の閲覧の用に供される電磁的記録で文部科学省令で定め

るものをいう。以下この項において同じ。) の集合物 (当該集合物の一部を構成する複数のウェブページであつて、ウェブページ相互の関係その他の事情に照らし公衆への提示が一体的に行われていると認められるものとして政令で定める要件に該当するものを含む。) をいう。

5 (略)

6 技術的利用制限手段の回避 (技術的利用制限手段により制限されている著作物等の視聴を当該技術的利用制限手段の効果を妨げることにより可能とすること (著作権者等の意思に基づいて行われる場合を除く。) をいう。次項並びに第百二十条の二第一号及び第二号において同じ。) を行う行為は、技術的利用制限手段に係る研究又は技術の開発の目的上正当な範囲内で行われる場合その他著作権者等の利益を不当に害しない場合を除き、当該技術的利用制限手段に係る著作権、出版権又は著作隣接権を侵害する行為とみなす。

7 から 11 (略)

○ 不正競争防止法 (平成5年法律第47号)

(定義)

第二条 この法律において「不正競争」とは、次に掲げるものをいう。

一から十九 (略)

二十 商品若しくは役務若しくはその広告若しくは取引に用いる書類若しくは通信にその商品の原産地、品質、内容、製造方法、用途若しくは数量若しくはその役務の質、内容、用途若しくは数量について誤認させるような表示をし、又はその表示をした商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、若しくは電気通信回線を通じて提供し、若しくはその表示をして役務を提供する行為

二十一及び二十二 (略)

(罰則)

第二十一条 (略)

2 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一から六 (略)

七 第十六条、第十七条又は第十八条第一項の規定に違反した者

○ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年外法律第88号)

(違法に捕獲又は輸入した鳥獣の飼養、譲渡し等の禁止)

第二十七条 この法律に違反して、捕獲し、若しくは輸入した鳥獣 (この法律に違反して、採取し、又は輸入した鳥類の卵からふ化されたもの及びこれらの加工品であつて環境省令で定めるものを含む。) 又は採取し、若しくは輸入した鳥類の卵は、飼養、譲渡し若しくは譲受け又は販売、加工若しくは保管のため引渡し若しくは引受けをしてはならない。